

委 託 業 務 仕 様 書

平成２８年 ７月
(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第１ 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- １ 質問回答書
- ２ 契約図書
- ３ 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第２ １ 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用する。

また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用する。

２ 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

３ この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。

４ 三重県業務委託共通仕様書に基づき、契約金額１００万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(土地への立入り等)

第３ 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また、業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(施工管理工程)

第４ 受託者は、契約締結後７日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書（以下「調書」という）に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の３日までに発注者に提出するものとする。

ただし、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス（０５９－３５４－８３０３）にて可能とする。

(汚水中継ポンプ場実施設計（基本設計）)

第５ 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

	設計対象水量（時間最大）
基本設計	0.0324（m ³ /秒）

（１） 実施設計（基本設計）業務を実施する上で検討又は確認する事項

（イ） 基本条件の確認

① 行政区域

現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等

② 上位計画等

環境基準、公害防止計画、流総計画等

③ 処理区域・排水区域

地形、気象、地質、地下水等の自然的条件、地盤沈下の状況、浸水状況等

④ 下水道全体計画

計画区域、計画人口、排除方式、計画下水量、幹線ルート、ポンプ場及び処理場の位置、設置数、規模、年次別流入下水量等

⑤ ポンプ場計画

流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画汚水量、計画雨水量、計画水質等

（ロ） 処理方式・フローシートの検討

処理方式・フローシートは、次の各事項を考慮して、総合的な感知から定めること。

① 流入下水の水質、水量及び水温

② 放流水域の水質の許容限度

③ 放流水域の現在及び将来の利用状況

④ 処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易

⑤ 施設の初期段階における最適処理方法についての検討

⑥ 法律等に基づく規制

（ハ） 維持管理基本構想の検討

① 管理制御方式の検討

ポンプ場内の管理制御方式、他ポンプ場、処理場相互の管理制御方式の検討を行うこと。

② 維持管理体制の検討

標準的維持管理体制及び、制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。

（ニ） 配置計画の検討

① 配置計画

経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。

② 配管、配線計画の検討

① の配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案すること。

③ 施設計画等の検討

平面計画・立面計画（機器の配置）、管廊計画（配管、ケーブル等の収容）、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。

（ホ） 施設設計

① 設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。

② 形式、機種等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討。

③ 主要機器の運転操作方法、計装制御方式の検討

④ 環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を検討すること。

(へ) 水位関係の検討

① ポンプ揚程

放流先水位、再揚水ポンプ等の比較検討

② 水理計算

③ 計画地盤高と施設レベル

(ト) 施工方式の比較検討

施工方式については、土質調査資料、周辺状況、その他関係資料等を考慮し、工事施行方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行うこと。

(2) 基本設計図書の作成に関する作業

建設事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする実施設計（基本設計）図書を作成すること。実施設計（基本設計）図は次に示す内容とし、縮尺1/100～1/200を標準とする。

(イ) 事業計画の検討

① ポンプ場の概算事業費の算出

② ポンプ場の建設事業計画の検討

(ロ) 基本設計図

① 土木関係

a) 一般平面図

b) 水位関係図

c) 構造図

1) 平面図

2) 縦断面図

d) 場内各種排水平面系統図

e) 場内整備平面計画図（場内道路、門、さく、塀、場内造成等）

② 建築関係

a) 意匠図

1) 各階平面図

2) 立面図

3) 断面図

4) 求積図表（概算値）

b) 建築機械設備

1) 概略系統図（衛生、換気、空調）

2) 主要機器配置図

- c) 建築電気設備
 - 1) 概略系統図（照明・動力幹線、火報、電話、放送、時計等）
 - 2) 主要機器配置図（盤類）
- d) 全体鳥瞰図（カラー仕上）
- ③ 機械関係
 - a) 基本フローシート
 - 水処理、汚泥処理、用水、空気、ガス、油等
 - b) 機器配置計画図（主要機器）
 - 1) 全体配置平面図
 - 2) 施設毎配置平面図
 - 3) 施設毎配置断面図
 - c) 主要配管系統図（ルート及びスペース）
- ④ 電気関係
 - a) 構内一般平面図
 - b) 主要配電系路図（ルート及びスペース）
 - c) 単線結線図（受電～低圧主幹）
 - d) 主要機器配置平面図（主として中央管理室、電気室、自家発電室）
 - e) 計装設備図（主要計測及び操作フローシート）
- (3) 実施設計（基本設計）図書（確認及び検討書、図面等）の作成

実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書及び図面等）は、「(1) 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「(2) 基本設計図書作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。

 - (イ) 共通事項
 - ① 基本条件確認書
 - ② 処理方式検討書
 - ③ 維持管理方式検討書
 - ④ 資源有効利用計画検討書（汚泥、再生水、熱、建設副産物等）
 - ⑤ 環境対策検討書
 - a) 換気、脱臭計画
 - b) 防音、防振計画
 - c) 脱硫、排煙処理計画
 - d) 高圧ガス等の防護計画
 - ⑥ 場内水利用計画検討書
 - ⑦ 事業計画の検討書
 - (ロ) 土木関係
 - ① 施設配置計画、水位関係の検討、容量計算、水理計算書
 - ② 基礎支持形式の比較検討書
 - ③ 仮設計画検討書
 - (ハ) 建築関係
 - ① 平面計画検討書

- ② 特殊構造の検討書
- ③ 建築設備計画検討書

(二) 機械関係

- ① 主要機器構成計画（基本フローを含む。）
- ② 設備容量計画
- ③ 水利用計画
- ④ 油類利用計画
- ⑤ 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）
- ⑥ 主要機器重量表

(ホ) 電気関係

- ① 使用電力需要計画
- ② 受変電及び負荷設備計画
- ③ 自家発電設備計画
- ④ 制御電源設備計画
- ⑤ 監視制御設備計画
- ⑥ 計装設備計画
- ⑦ 主要機器構成計画
- ⑧ 主要機器重量表

(污水管きょ設計細則（基本設計）)

第6 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

実勢設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

	排水面積
基本設計	約 37 (ha)

(1) 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、係員の承認を受けなければならない。

(イ) 位置図

位置図 (S=1/10,000~1/30,000) は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(ロ) 区画割施設平面図

区画割施設平面図 (S=1/2,500) は、事業計画において作成した区画割施設平面図に基づいて枝線の区画割を行い、設計区画又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(ハ) 縦断面図

縦断面図 (S=縦 1/100、横 1/2,500) は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(二) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きょの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

(ホ) 概略構造図

概略構造図 (S=1/50～1/100) は、次の要領で作成する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造をもつものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

(2) 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、箇所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

(3) 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第7 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第8 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	設計積算条件	☒ 積算条件 ☒ 積算基準 三重県県土整備部制定 平成29年11月制定版 ☐ その他（ ） ☒ 単価適用日 ☒ 平成30年4月1日制定（平成30年9月1日一部改訂） ☐ その他（ ）
イ	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成29年11月1日一部改正） ☐ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成29年11月1日一部改正） ☒ 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【平成19年制定】 ☐ 下水道管渠施設耐震設計の手引き（四日市市上下水道局下水建設課）【平成26年制定】 ☐ その他（ ）
ウ	業務計画等	☒ 契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
エ	成果の提出	☒ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 報告書A4版 両面印刷 2部 ☒ 図面 2部 ☒ 縮小図面（A3相当）2部 ☒ 電子記憶媒体 2部 ） ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。 （ ） ☒ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☐ その他（ ）
オ	工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☒ その他（波木汚水中継ポンプ場測量業務委託受託者と十分に協議及び調整を行うこと）
カ	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☒ その他（業務計画書とともに照査計画書を作成し提出すること）
キ	打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 ☒ 各業務の設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
ク	資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、以下のとおりとする。 （ ）
ケ	業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。
コ	その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ☐ 当業務において試掘が必要と判断された場合は、受託者にて試掘を行うこと。 ☐ 詳細設計に先立ち、受託者同席のうえ地元説明会を実施し、地元説明会以降に受託者が汚水樹設置申請書を回収し、その内容を設計に反映させること。 （【参考】汚水樹設置申請書回収費：〇〇地権者、日当り標準回収件数は20地権者、回収作業員は技術員とする。） ☐ 地元説明会は〇月に実施予定。初回打合せにて説明会日時を決定するものとする。 ☒ 打合せや設計協議等の記録は受託者が作成し、発注者の確認を得るものとする。 ☒ 関係機関との協議の際は、受託者も同席すること。なお、説明資料等については監督員と協議し、受託者が作成すること。 ☐ 図面に汚水樹タイプ表を添付すること。舗装展開図及び舗装面積表を作成すること。 ☐ 地下埋設物調査については管理者より資料を収集し、現地にて位置確認の立会いを実施すること。また、污水管布設に伴い支障物件の移転が必要な場合は支障物件移設平面図を作成すること。 ☒ 契約工期については、繰越手続完了後、平成31年5月31日まで工期延伸を行う。 ☒ 区画割施設平面図と流量表の見直しを行い、報告書に添付すること。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。